平成２８年（フ）第２６８号
埼玉県川口市西青木２丁目15番７号　めぐみの里307号室
債務者　高橋　恵子
1　決定年月日時　平成28年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月31日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第２８０号
埼玉県川口市西青木２丁目15番７号　めぐみの里307号室
債務者　高橋　明弘
1　決定年月日時　平成28年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月31日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第３９０号
埼玉県桶川市大字川田谷5563番地の12
債務者　大野　達二
1　決定年月日時　平成28年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月31日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第３９１号
埼玉県桶川市大字川田谷5563番地の12
債務者　大野　一美
1　決定年月日時　平成28年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月31日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第３３６号
埼玉県白岡市白岡719番地10、旧住所神奈川県足柄上郡大井町金子348番地１　マンションカメリア304
債務者　内藤　真衣
1　決定年月日時　平成28年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第３４４号
埼玉県鴻巣市赤見台２丁目４番23―208号　センチュリー北鴻巣
債務者　神澤　美紀
1　決定年月日時　平成28年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第３４５号
さいたま市大宮区土手町２丁目21番地６　キャッスル三ッ木201
債務者　亀田　雅明
1　決定年月日時　平成28年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第３４９号
埼玉県上尾市川１丁目１番地39　ハイツ鴨川102
債務者　富田　玉枝
1　決定年月日時　平成28年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第３６１号
さいたま市南区別所３丁目33番19号　サザンクロス別所100
債務者　猿渡　　貢
1　決定年月日時　平成28年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第３７６号
埼玉県久喜市青葉１丁目１番15―308号
債務者　須賀小百合
1　決定年月日時　平成28年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１３４号
埼玉県北葛飾郡松伏町大字松伏2262番地１　ドミトリー白鳳203号室、旧住所埼玉県北葛飾郡松伏町大字松伏3033番地１　フラワーハイツ　３号
債務者　初見　英夫
1　決定年月日時　平成28年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月１日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第１号
千葉県香取市八日市場702番地　角田コーポ３号
債務者　木村　　稔
1　決定年月日時　平成28年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月１日まで
千葉地方裁判所佐原支部

平成２８年（フ）第８１２号
大阪市住吉区大領３丁目２番36号　大阪府立障がい者自立センター内、住民票上の住所大阪府寝屋川市点野１丁目９番７号
債務者　三嶋　康弘
1　決定年月日時　平成28年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１１６９号
大阪府茨木市沢良宜西３丁目１番８号　セゾン南茨木402号、住民票上の住所大阪府茨木市丑寅１丁目３番35号
債務者　木原　好之
1　決定年月日時　平成28年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１２５９号
大阪市都島区中野町４丁目２番20―601号、前住所大阪市西区九条南２丁目26番13―1008号
債務者　神崎　　仁（旧姓岩本）
1　決定年月日時　平成28年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１２６５号
大阪府東大阪市大蓮南２丁目21番28号プレアール大蓮　303号
債務者　桂　　敏之
1　決定年月日時　平成28年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部